

第536回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】

議事録

日 時：令和6年10月1日(月) 16:00～16:16 ※2025/1/20 回数と日付に誤りがあり差替

場 所：経済産業省 本館6階東1応接会議室

出席者：横山委員長、岩船委員、武田委員、松村委員、村松委員

○横山委員長 それでは、ただいまから「第536回電力・ガス取引監視等委員会」を開催いたします。

本日の議題は、「議事次第」にあるとおりでございます。議題に入る前に、議事や資料の取扱いにつきまして、事務局より御説明を、よろしくお願いいたします。

○田上総務課長 本会合は、オンラインでの開催としております。なお、議事の模様は、インターネットで同時中継を行っております。

第2部の議題については、個別の民間企業の情報等を取り扱うことから、議事は非公開とし、議事要旨を後日委員会ホームページに掲載することといたします。

会議資料について、情報公開請求があった場合には、その対応について、改めて御相談をするという扱いにしたいと考えております。

念のため、御確認いただきたく存じます。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

ただいま御説明がありましたように、「議事次第」において「第2部」として記載されている議題につきましては、非公開での開催とさせていただこうと考えておりますが、異存ございませんでしょうか。

(異存：なし)

それでは、今お話のあったとおりにさせていただきます。

それでは、議題の1「東京電力パワーグリッドの廃炉等負担金の確認結果について」に関しまして、黒田NW事業監視課長から、御説明をよろしくお願いいたします。

○黒田NW事業監視課長 それでは、資料3を御覧いただければと思います。「東京電力パワーグリッドの2023年度廃炉等負担金の確認結果について」でございます。

東京電力パワーグリッドの2023年度の廃炉等負担金の確認につきましては、本年9月6日付けで経済産業大臣から、本委員会に意見の求めがあったことを受けまして、料金制度専門会合において廃炉等負担金の確認を実施することとされたところでございます。

今般、料金制度専門会合において、廃炉等負担金の確認を実施したことから、当該結果について御報告し、御確認いただくとともに、法令に基づく確認の結果に係る経済産業大臣への回答内容について御審議いただくものでございます。

「経緯」につきましてですけれども、13行目を御覧いただければと思いますが、具体的には、9月18日開催の第60回料金制度専門会合におきまして、東京電力パワーグリッドの2023年度の廃炉等負担金の確認を実施したところでございます。

確認結果でございますけれども、「廃炉等負担金の確認結果」、一番最後のページでございますが、一番下の確認でございます。「東京電力グループ他社の資金負担との比較」を行っておりまして、東京電力パワーグリッドが支払う廃炉等負担金の直近3事業年度の平均額が、以下の式により算定した額の3事業年度の平均額を超過していないかを確認しております。要すれば、東京電力グループ他社の経常利益の額や、有形固定資産の比率と比べて、パワーグリッドの負担が過剰になっていないかを確認しているということでございます。

「確認結果」ですけれども、この廃炉等負担金の直近3事業年度の平均額は1,226億円となりまして、この算定式により2,616億円を超過していないことが確認されたということでございます。

これを踏まえまして、最初の資料に戻りますけれども、「今後の見通し」というところで、この確認結果を踏まえまして、別添1にあるとおり、東京電力パワーグリッドについて、託送供給等約款の変更認可申請を命ずることが必要とは認められなかった旨を、経済産業大臣に回答することとしたいということでございます。

私からの説明は、以上になります。

○横山委員長      どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いしたいと思います。

いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、特に異論がございませんようですので、事務局案のとおり対応したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異論：なし)

それでは、事務局案のとおり対応することといたします。

事務局におかれましては、この方針で進めていただきますよう、お願いをいたします。

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議題の2「ガス導管事業者の2023年度託送収支の事後評価について」に関しまして、黒田NW事業監視課長から、御説明をよろしく願いいたします。

○黒田NW事業監視課長　それでは、資料4を御覧いただければと思います。「ガス導管事業者の2023年度託送収支の事後評価について」でございます。

本年9月4日及び9月27日付けで、経済産業大臣及び各経済産業局長等から、ガス導管事業者の収支状況の確認につきまして、電力・ガス取引監視等委員会に意見聴取があったことを踏まえまして、ガス導管事業者の事後評価の進め方を、料金制度専門会合において確認することについて、御審議いただきたいということでございます。

**経緯・概要**でございますけれども、ただいま申し上げたとおり9月までに託送収支計算書を公表したガス導管事業者につきまして、9月4日付け及び27日付けで、委員会に対して意見聴取があったということでございます。

これを踏まえて、料金制度専門会合において、事後評価のストック管理・フロー管理に関して、事務局にて行った評価を確認いただくこととしたいということでございます。

このストック管理・フロー管理ですけれども、後ろの24ページに【参考】を載せておりますけれども、ストック管理・フロー管理の双方で評価を行っています。

「ストック管理方式」につきましては、ガス導管事業者の当期の超過利潤の累積額が一定の水準を超過しているかどうか、この「一定の水準」というのは、事業報酬額または本支管投資額の5年間平均ということでございますが、この一定の水準額を超過した場合には、経済産業大臣が託送供給約款の変更命令を発動するというのがストック管理でございます。

「フロー管理方式」というのは、下に書いてございますけれども、想定単価と実績単価の乖離率を確認いたしまして、これが一定の比率を超えている場合には、現行の託送料金の水準維持の妥当性に関して事業者の説明を求める。

それで、一定の乖離率（－5％）を超えて、かつ事業年度の翌々事業年度の開始日まで自主的な値下げ届出がなされない場合には、変更命令を発動するというのが、フロー管理方式でございます。

資料は戻らせていただきまして、**本年度の進め方（案）**、17行目以降でございますけれども、ガス導管事業者について、料金制度専門会合において法令に基づく確認を実施した上

で、本委員会としての意見をまとめ、経済産業大臣等に回答することとしたいというものでございます。

「対象事業者」につきましては、託送供給約款を定めているガス導管事業者及び託送供給に係る料金その他の供給条件を届け出ているガス導管事業者は、計146社でございまして、なお、9月4日及び27日付けで意見聴取があったのは、9月までに託送収支計算書を公表した138社でございまして、残りの10月以降に収支が公表される8社につきましては、別途意見聴取が行われる見込みということでございます。

こちらの「評価内容」でございすけれども、先ほど申し上げた、法令に基づく事後評価ということで、事務局でストック管理・フロー管理の評価を行いまして、変更命令の対象となる事業者につきましては、今後の料金改定の実施予定を聴取するというところでございます。

また、フロー管理において、乖離率が一定の比率を超えた事業者から、現行の託送供給約款料金の水準以上の妥当性について説明があった場合には、その理由が合理的かどうかを精査するというところでございます。

なお、意見聴取の対象事項ではありませんけれども、上記の変更命令の対象となる事業者等から、実際に値下げ届出が行われた場合には、その届出内容の評価等についても、料金制度専門会合で行っていくということでございます。

今後のスケジュールは、以下に書いてあるとおりでございまして、まず、10月下旬の料金制度専門会合で、9月までに収支が公表された事業者の確認を行いまして、こちらを委員会に御報告し、経産大臣等に回答する。

残りの会社につきましては、1月以降に確認を行い、年度内にこれを報告するとともに、来年5月頃に、2023年度の託送収支事後評価について、事務局で行った評価・分析の取りまとめについても、本委員会へ報告させていただくこととしたいと考えてございます。

私からは、以上でございます。

○横山委員長      どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか、——よろしいでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、本件、事務局（案）のとおり対応することとしてよろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、事務局におかれましては、この方針で進めていただきますようお願いをいたします。

どうもありがとうございました。

○黒田NW事業監視課長      ありがとうございました。

○横山委員長      それでは、続きまして、議題の3「送配電効率化・計画進捗確認ワーキンググループ構成員の変更について」に関しまして、田上総務課長から、御説明をお願いいたします。

なお、この送配電効率化・計画進捗確認ワーキンググループの構成員につきましては、電力・ガス取引監視等委員会運営規程第6条第3項に基づきまして、委員長が指名することとされているところですが、事務局から御報告をお願いいたします。

○田上総務課長      事務局総務課の田上です。資料5に基づきまして、「送配電効率化・計画進捗確認ワーキンググループ構成員の変更について」、説明をいたします。

先ほど委員長からありましたように、ワーキングの構成員につきましては、委員長が委員及び専門委員の中から指名することとされております。

今般、送配電効率化・計画進捗確認ワーキンググループに指名されていた委員及び専門委員の方が、令和6年8月31日で任期満了となられましたので、横山委員長としては、10月1日以降のワーキングの構成員につきましては、(別添)のとおりにさせていただきたいとお考になっています。

今回、下線を引いております村松委員と新屋専門委員が追加されております。

事務局からは、以上でございます。

○横山委員長      どうもありがとうございました。

ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いいたします。

松村委員、よろしくお願いします。

○松村委員      私のところは、(専門委員) ……

○田上総務課長      大変失礼しました。すみません、(委員)でございますので、後で変更しておきます。申し訳ございません。

○松村委員      いいえ、すみません、細かいことで。

○横山委員長      どうもありがとうございました。

松村座長のところは、（専門委員）を（委員）に変更させていただきます。御指摘ありがとうございました。

それでは、御異論がないようですので、委員長として、このとおり指名手続きを進めさせていただきます。

ありがとうございました。

第１部として予定していた議題は以上でございますが、ほかに何かございますでしょうか。

○田上総務課長　事務局から２点、お伝えをいたします。

前回の委員会からの間に２件、書面開催を行っております。

１点目目は、「分割供給導入及び激甚災害指定に伴う特例認可再申請について及び低気圧と前線による大雨に伴う災害にかかる特定小売供給約款の特例認可等について」につきまして、９月２５日付けで許可することに異存はない旨、経済産業大臣に回答をしております。

また、「電力・ガス取引紛争処理マニュアルの改正」につきまして、９月２７日付けで許可することに異存はない旨、経済産業大臣に回答しております。

それから、本日の会合の議事録につきましては、案が出来次第お送りいたしますので、御確認のほどをよろしくお願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

○横山委員長　どうもありがとうございました。

それでは、これにて第１部を終了いたします。

——了——